

養蜂振興法及び北海道蜜蜂転飼条例に係る事務取扱要領

I 蜜蜂の飼育

1 飼育形態の区分及び定義

(1) 「業として蜜蜂の飼育を行う者」

「蜜蜂又は蜂蜜、蜜ろう若しくはローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物」（以下「蜜蜂による生産物」という）を販売等に供することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいう。

なお、「販売等」とは、蜜蜂による生産物を利益を得て譲渡、貸出することをいい、単に金銭的な利益だけでなく、蜂蜜による生産物を広告用に無償配布する場合や、自己の商品の原材料に利用し、当該商品を有償で提供する場合を含む。

(2) 「趣味として蜜蜂の飼育を行う者」

小規模の蜜蜂を飼育し、かつ蜜蜂による生産物を自家用にのみ供する者をいう。

なお、北海道における「小規模」とは、趣味として蜜蜂を飼育する場合で、実群数で2群までの規模とする。

また、「自家用」とは、自家で供する場合のほか、社会通念上、私的な交際の範囲で無償で配布する場合も含む。

(3) 「農作物等の花粉受精の用に供するための飼育」

花粉受精を行おうとする自らの農作物の作付規模に対して妥当な群数の蜜蜂を、数週間～数ヶ月間の必要な期間、一時的に飼育することをいう。

(4) 「試験研究の用に供するための飼育」

密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行い、かつ蜜蜂による生産物を販売等に供しない飼育形態をいう。

(5) 「地域振興を目的とした飼育」

行政、地域住民、事業者等が協働して、地域が抱える課題を解決するため、小規模での蜜蜂の飼育を通じて、地域の活性化を図ることをいう。

2 蜜蜂を飼育する者の責務

蜜蜂を飼育する全ての者は、関係法令を遵守するほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 伝染病の予防

家畜伝染病予防法を遵守し、法定伝染病（腐蛆病）、届出伝染病（バロア病、チヨーク病、アカリンドニ症、ノゼマ病）の発生を予防し、まん延を防止するよう努めなければならない。

なかでも、法定伝染病である腐蛆病に感染すると、巣箱自体が焼却処分となるほか、周辺の蜜蜂飼育者も移動規制される場合もあるので、十分な注意が必要である。

(2) 近隣住民への危害防止

蜜蜂の飼育場所の選定については、周囲への十分な配慮が必要であり、特に次の項目についてよく検討し、あらかじめ飼育予定場所を管轄する市町村に相談すること。

① 直接的に、近隣住民等に危害を及ぼさないこと。

② スズメバチや熊などを呼び込む誘因となり、近隣住民に対する間接的な危害の原因とならないこと。

(3) スズメバチ対策

スズメバチは、一度蜜蜂の巣箱を見つけると、次回以降は複数で襲撃するため、近隣の住民に重篤な危害が及ぶ場合があるので特に注意すること。

(4) 越冬に係る留意点

- ① 越冬の状態によってはダニ等が活性化し、病気等を引き起こしやすいので、十分な管理に努めること。
- ② 越冬後の春先は、巣門を解放し、蜂が一斉に飛び出す際に、脱糞による糞害を引き起こす場合があるため、住宅密集地及び都市部を避けて越冬すること。

II 蜜蜂の飼育に係る事務手続き

1 必要な手続きについて

(1) 配置調整

飼育予定場所を管轄する市町村に対する相談、地域における蜂群の配置調整
〔書式1 「蜜蜂飼育に関する調書〕

(2) 飼育の届出

法第3条の規定に基づく届出
〔書式2－1 「蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書〕

(3) 転飼許可申請

- ① 北海道外から蜜蜂を転飼する場合：法第4条の規定に基づく許可
〔書式3－1 「蜜蜂転飼許可申請書〕
- ② 北海道の区域内で蜜蜂を転飼する場合：条例第3条の規定に基づく許可
〔書式4－1 「蜜蜂転飼許可申請書〕

(4) 腐蛆病検査の受検

家畜伝染病予防法ほか関係法令の規定に基づき、毎年腐蛆病検査を受検すること。

表1. 蜜蜂の飼育形態別事務手続き

区分	配置調整	飼育届の提出	転飼許可申請	腐蛆病検査
Iの1の(1)に該当する者 (業として蜜蜂を飼育する者)	○	○	○	○
Iの1の(2)に該当する者 (趣味として蜜蜂を飼育する者)	○	○	—	○
Iの1の(3)・(4)に該当する者 (花粉受精・試験研究)	—	—	—	○
Iの1の(5)に該当する者 (地域振興を目的に飼育する者)	○	○	—	○

2 蜜蜂の飼育に係る事務手続きの留意事項

(1) 配置調整について

- ① 蜜蜂の飼育・転飼については、人畜に危害を与えることのないよう周辺の状況について十分に配慮し、また、伝染病まん延防止の観点から、蜜蜂の飼育予定場所を管轄する市町村（農林部局）に相談するとともに、家畜保健衛生所に連絡すること。

- ② 自己所有地以外の土地を利用する際に、土地所有（管理）者に確認した土地地番については、改めて市町村等に確認し、確実な土地地番により手続きすること。
- ③ 蜜蜂を新規に飼育又は増群や飼育場所を変更（以下「新規等希望」という。）する場合は、養蜂業の円滑な振興を期すため、北海道養蜂協会各地区養蜂組合が原則年1回主催する調整会議又は総会（以下「調整会議等」という。）において、協議すること。

蜜蜂飼育者同士の飼育場所は、互いに半径3km以上（蜜蜂飼育場所相互の距離が6km以上）の距離をおくことを基準として、蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならないことを確認し、調整会議等において地区養蜂組合長が決定することとする。

ただし、北海道養蜂協会会員以外の者（以下「会員以外」という。）から、新規等希望がある場合に係は、事前調整を実施することとし、その取扱いは別紙1のとおりとする。

なお、札幌市都市養蜂に係る事前調整は別途実施することとし、その取扱いは別紙2のとおりとする。

ア 事前調整及び調整会議等

事前調整及び調整会議等は地区養蜂組合が開催する。

各地区養蜂組合における事前調整及び調整会議等の日程については、北海道養蜂協会が集約して北海道農政部生産振興局畜産振興課（以下「畜産振興課」という。）に報告するものとし、畜産振興課は総合振興局・振興局（以下「振興局等」という。）及び市町村に情報提供するとともに、畜産振興課ウェブサイトで告知する。

イ 蜜蜂飼育に関する調書

新規等希望者は、「蜜蜂飼育に関する調書」（【書式1】参照。）（以下「調書」という。）を作成し、調整会議等に諮り、その了承を得るものとする。

なお、調書は、毎年7月末日までに、北海道養蜂協会会員にあっては、北海道養蜂協会各地区養蜂組合長に、会員以外の蜜蜂飼育者にあっては飼育予定場所を管轄する振興局等（農務課）に提出すること。

ウ 調整会議等の結果通知

各地区養蜂組合長は、調整会議等の結果を調書提出者に文書により通知するとともに、各地区的調整会議の結果については、北海道養蜂協会で集約して速やかに畜産振興課に報告するものとし、畜産振興課は関係振興局等を通じ市町村に通知する。

（2）蜜蜂飼育届について

法第3条第1項（蜜蜂の飼育の届出）

法第3条第3項（届出の変更）

法施行規則第1条（届出）

法の施行について 「2 蜜蜂を飼育する者の届出について」

法施行細則 別記第1号様式（蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書）

① 蜜蜂飼育届の記載事項等

ア 住所及び氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者氏名）

イ 1月1日現在の蜜蜂飼育状況

1月1日現在に所有する全ての蜂群について、飼育場所及び飼育蜂群数を記載すること。

飼育場所は、地番まで記載すること。

ウ 蜜蜂飼育計画

1月1日から12月31日までの1年間に係る全ての飼育場所（採蜜、花粉交配、越冬等）について、蜂群の増・減計画を含めて記載すること。

② 蜜蜂飼育届出書の様式

蜜蜂飼育届出書（以下「飼育届」という。）は、「法施行細則」別記第1号様式「蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届出書」

ただし、記載欄が不足する場合は、蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届出書（別紙）【書式2-2】及び【書式2-3】参照）を使用すること。

③ 添付書類

ア 土地貸与承諾書

1月1日現在蜜蜂飼育状況に記載されている飼育場所が、自己所有地以外である場合は、飼育する毎年毎の期間において承諾を得た土地貸与承諾書（【書式6-1】又は【書式6-2】参照）を添付すること。

なお、飼育届出者は、土地貸与承諾書を土地所有（管理）者から受領する前段において、当該土地を管轄する市町村へ出向き、その土地地番を確実に確認するとともに、その所有（管理）者について確認すること。

土地貸与承諾書に記名、押印した土地所有（管理）者が、その所有権を何らかの事情で失っている場合は、新たに当該土地の所有権を有する者から速やかに土地貸与承諾書を受領し、畜産振興課に提出すること。

また、承諾書が土地管理者からの場合は、摘要欄に土地所有者との関係（続柄、契約、賃貸等）を記載すること。

イ 行政機関等が発行する承諾（許可）書等の写し

自己所有地以外の飼育場所が、行政機関等の管理する土地である場合は、当該行政機関等が発行する承諾（許可）書等の写しを添付すること。

ウ 蜂群設置場所図面

1月1日現在蜜蜂飼育状況に記載されている道内の全ての飼育場所について、蜂群設置場所図面（【書式8】参照）を添付すること。

ただし、次年度以降について、当該蜂群設置場所及び土地地番等に変更が生じない場合は、提出を不要とする。

④ 蜜蜂飼育届の変更

法第3条第3項に基づく飼育届の変更は、「法施行細則」別記第1号様式「蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書」（【書式2-1】参照）により速やかに提出すること。

ただし、飼育蜂群数が減少する場合、又は飼育期間が短縮する場合は、この限りではない。

(3) 北海道外から移動してくる蜜蜂の転飼（以下「1次転飼」という。）について

法第4条（転飼養蜂の規制）

法施行規則第2条（転飼養蜂の許可申請）

法施行細則 別記第2号様式（転飼の許可の申請）

法の施行について 「3 転飼養蜂の規制について」

法の施行について 「4 転飼の許可について」

法の施行について 「6 転飼許可に関する手数料について」

地方公共団体の手数料の標準に関する政令

北海道農政部手数料条例第2条別表及び第3条

北海道収入証紙条例施行規則

① 1次転飼申請に係る記載事項

ア 現住所、通信連絡場所及び電話番号

イ 氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

ウ 転飼しようとする場所及び土地所有者の住所及び氏名

　　転飼しようとする全ての蜂群について、転飼場所、蜂群数を記載すること。

　　飼育場所は、土地地番まで記載すること。

エ 最大計画蜂群数

　　蜂群数は、転飼場所毎に、転飼期間中の最大となる予定の数を記載すること。

オ 転飼期間

　　転飼期間は、転飼を開始する可能性のある最初の日から、他の場所へ移動する予定日までの、計画上最大限の期間を記載すること。

カ 飼養管理者の住所及び氏名

② 1次転飼申請の様式

当該転飼申請は、「法施行細則」別記第2号様式「蜜蜂転飼許可申請書」（【書式3-1】参照）（以下「【書式3-1】申請書」という。）により提出すること。

ただし、「転飼場所の記載欄」が不足する場合は、「蜜蜂転飼許可申請書（別紙）」（【書式3-2】参照）（以下「【書式3-2】申請書（別紙）」といふ。）に続けて記載すること。

なお、【書式3-2】申請書（別紙）は、【書式3-1】申請書に、ホチキス等で離れないよう添付し、必ず割印すること。

また、北海道収入証紙（以下「証紙」といふ。）は、【書式3-1】申請書に貼付し、必ず消印すること。

③ 転飼許可に関する手数料納付について

「法の施行について」6に記載がある手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により、全国的に統一して定められており、「北海道農政部手数料条例」第2条別表及び第3条により、証紙により納めること。

なお、証紙の取扱いについては、北海道収入証紙条例施行規則による。

ア 転飼許可申請手数料

　　1場所につき150円に蜂群数を乗じて得た金額。

　　（ただし、その金額が2,300円を超えるときは、2,300円）

イ 申請者は、手数料額の証紙を、申請書（原則上段）の余白に貼付し、申請書

の紙面と証紙の彩紋とにかくて、印章又は署名により鮮明に消印して提出すること。

④ 添付書類

ア 土地貸与承諾書

上記の申請書に記載された転飼場所が、自己所有地以外である場合は、飼育する各年毎の期間において承諾を得た土地貸与承諾書（【書式6-1】又は【書式6-2】参照）を添付すること。

なお、申請者は、土地貸与承諾書を土地所有（管理）者から受領する前段において、当該土地を管轄する市町村へ出向き、その土地地番を確実に確認するとともに、その所有者について確認すること。

また、承諾書が土地管理者からの場合は、摘要欄に土地所有者との関係（続柄、契約、賃貸等）を記載すること。

土地貸与承諾書に記名、押印した土地所有（管理）者が、その所有権を何らかの事情で失っている場合は、新たに当該土地の所有権を有する者から速やかに土地貸与承諾書を受領し、これを申請書に添付すること。

イ 行政機関等が発行する承諾（許可）書等の写し

自己所有地以外の飼育場所が、行政機関等の管理する土地である場合は、当該行政機関等が発行する承諾（許可）書等の写しを添付すること。

ウ 確認書または申立書

イの行政機関等の承諾（許可）等の申請事務と、1次転飼の申請事務に、日程的な時期の差が生じるなどの理由により、やむを得ず承諾（許可）などが得られなかつた場合は、次のとおりとする。

（ア）北海道養蜂協会会員にあっては、確認書（【書式7-1】参照）により、当該蜂群設置場所を管轄する地区養蜂組合長を経由の上提出するものとし、行政機関等から承諾（許可）書等が交付され次第、写しを速やかに畜産振興課に提出すること。

ただし、飼育・転飼蜜蜂飼育者と地区養蜂組合長が同一である場合は、当該地区養蜂組合の構成員（第3者）が地区養蜂組合長に替わって確認書を作成すること。

（イ）会員以外の申請者にあっては、当該蜂群設置場所を管轄する振興局等を経由の上、申立書（【書式7-2】参照）を提出するものとし、行政機関等から承諾（許可）書等が交付され次第、写しを速やかに畜産振興課に提出すること。

（ウ）当該行政機関等から承諾（許可）書等が取得できなかつた場合は、当該蜜蜂について新たに転飼許可申請を行い、適法に飼育できる場所に移動すること。

エ 蜂群設置場所図面

③の【書式3-1】申請書及び【書式3-2】申請書（別紙）に記載されている全ての転飼場所について、蜂群設置場所図面（【書式8】参照）を添付すること。

ただし、次年度以降について、当該蜂群設置場所及び土地地番等に変更が生じない場合は提出を不要とする。

オ 「腐蝕病検査証明書」の提出

- (ア) 自らが所有し、飼育している蜜蜂を道外から道内へ移動する場合は、家畜伝染病まん延防止規則に基づき、道内への移動直近の都府県が発行した「腐蛆病検査証明書」を、【書式3－1】申請書に添付して提出すること。
- (イ) やむを得ない理由で「腐蛆病検査証明書」の添付が遅れるものについては、蜜蜂の移動後速やか（北海道への移動後30日以内）に、北海道養蜂協会会員にあっては地区養蜂組合を経由して飼育場所を管轄する振興局等（農務課）に、会員以外の蜜蜂飼育者にあっては飼育場所を管轄する振興局等（農務課）に提出すること。
- (ウ) 振興局は、提出された「腐蛆病検査証明書」を畜産振興課に送付とともに、その写しを当該蜜蜂の飼育場所を管轄する家畜保健衛生所へ送付する。
- (エ) 「腐蛆病検査証明書」は、やむを得ない事情等がある場合を除き、原本を提出すること。

(4) 北海道の区域内で移動する蜜蜂の転飼（以下「2次転飼」という。）について

条例第3条（許可）

条例施行規則第1条（許可の申請）

条例施行規則 別記第1号様式（蜜蜂転飼許可申請書）

① 2次転飼申請に係る記載事項

1次転飼申請に係る記載事項と同じ。

（Ⅱの2の(3)の① ア～カを参照）

② 2次転飼申請の様式

当該転飼申請は、「条例施行規則」別記第1号様式「蜜蜂転飼許可申請書」（【書式4－1】参照）（以下「【書式4－1】申請書」という。）により提出すること。

ただし、「転飼場所の記載欄」が不足する場合は、蜜蜂転飼許可申請書（別紙）（【書式4－2】参照）（以下「【書式4－2】申請書（別紙）」）に続けて記載すること。

なお、【書式4－2】申請書（別紙）は、【書式4－1】申請書に、ホチキス等で離れないよう添付し、必ず割印すること。

③ 添付書類

1次転飼申請に係る添付書類と同じ。ただし、文中「1次転飼」となっている部分は、「2次転飼」と読み替えること。

（Ⅱの2の(3)の④ ア～オを参照）

(5) 蜜蜂転飼の許可の変更について

転飼許可証が交付された以降、その許可内容に変更が生じるものについては、次のとおり取り扱う。

① 「現住所、通信連絡場所及び氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者氏名）」、「最大計画蜂群数」、「転飼期間」に変更が生じる場合

Ⅱの1の事前調整及び調整会議等に準じ、各地区組合長との協議を経た上で【書式4－1】申請書を提出し、2次転飼許可申請により新たに知事の許可を得ること。

また、飼育場所の変更は原則認めないこととするが、土地所有（管理）者による、やむを得ない事情が生じる場合は、上記同様に知事の許可を得ること。

- ② 飼育場所の移動を伴わず、婚姻などにより氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者氏名）及び現住所、通信連絡場所が変更となった場合、又は土地の分筆などにより飼育場所の土地地番等が変更された場合

速やかに、「条例施行規則」別記第2号様式「蜜蜂転飼許可変更届」（【書式5】参照）（以下「【書式5】変更届」という。）を提出すること。

- ③ 農薬・野生鳥獣などからの危害を防止するために緊急に飼育場所を移動する必要が生じた場合

速やかに、【書式5】変更届を提出するとともに、移動先の飼育場所を管轄する市町村に出向き、【書式5】変更届の写しを提出し、報告すること。

なお、この取扱いは次の条件を満たす場合にのみ該当するものとし、これ以外の場合にあっては、通常の転飼申請によるものとする。

ア 危害防止などのため、緊急に他の場所に蜜蜂を移動（以下「避難」という。）する必要が生じたものであること。

イ 避難する期間は3週間を限度とすること。

ただし、危害防止などのため、やむを得ない事情により3週間を超えて避難することが必要となった場合は、この限りではない。

また、避難する場所の確保については、以下の条件を遵守するとともに、誠実に対応すること。

（ア）あらかじめ避難可能な飼育場所を確保し、2次転飼申請により知事の許可を得ることが望ましい。

なお、避難可能な飼育場所を地区養蜂組合として確保し、土地所有者が了承している場合、当該地区養蜂組合員がその土地を避難場所として使用することができる。

この場合、書式6-1（または書式6-2）「土地貸与承諾書」の氏名欄は当該地区養蜂組合長名義とし、摘要欄に「避難場所として緊急時に当組合員が使用」の旨記載することとする。

また、当該避難場所での採蜜は原則行わないこととする。

（イ）急遽、避難する必要があり、2次転飼申請により知事の許可を得ることができない場合は、避難する先の飼育場所を管轄する市町村に相談し、土地所有者の承諾を得た上で飼育場所を特定すること。

（ウ）避難する先の飼育場所から半径3km以内（蜜蜂飼育場所相互の距離が6km以内）に、他の蜜蜂飼育者がいないことを確認するとともに、飼育場所を管轄区域とする北海道養蜂協会地区養蜂組合長の合意を得ること。

（エ）【書式5】変更届の提出に当たっては、土地貸与承諾書（【書式6-1】又は【書式6-2】参照）及び蜂群設置場所図面（【書式8】参照）を作成し、添付すること。

（6）蜜蜂を購入する場合の転飼許可申請の取扱いについて

新規飼育や増群のため蜜蜂を購入して飼育を行う場合の転飼許可申請について、以下の条件に該当する場合は不要とする。

- ① 蜜蜂飼育者から購入する場合

(ア) 購入予定を含めた飼育計画を記載した飼育届を提出していること。

表2. 提出書類の提出先・提出期限等

区分	様式	提出先	提出期限
蜜蜂飼育に関する調書	書式 1	各振興局農務課 ただし、北海道養蜂協会会員にあっては、各地区養蜂組合	別に定める日
蜜蜂飼育届	書式2-1～書式2-3		毎年1月31日
蜜蜂飼育変更届	書式2-1～書式2-3		変更の日から1ヵ月以内
蜜蜂転飼許可申請書 (1次転飼)	書式3-1～書式3-2		飼育を始める日の2ヵ月前
蜜蜂転飼許可申請書 (2次転飼)	書式4-1～書式4-2		飼育を始める日の1ヵ月前
蜜蜂転飼許可変更届	書式 5		変更後すみやかに

(イ) 購入先の蜜蜂飼育者が、販売予定分の蜜蜂を含めて知事の許可を受け道内へ蜜蜂を移動していること。

② 蜜蜂販売者等から購入する場合

(ア) 購入予定を含めた飼育計画を記載した飼育届を提出していること。

(イ) 購入先の蜜蜂販売業者等が、販売する蜜蜂に係る腐虫病検査を実施していること。

なお、購入した蜜蜂に係る「腐虫病検査証明書」は、蜜蜂の飼育開始後、速やかに飼育場所を管轄する振興局等（農務課）へ提出すること。

また、上記の要件に該当しない場合は、飼育不可とする。

(7) 書類の提出等について

各種届出・申請書の提出先、提出期限は表2のとおりとする。